

会 議 録

会議名	和泉市政策調整委員会
開催日時	令和4年11月1日（火）午前10時から午前11時まで
開催場所	和泉市役所 3階庁議室
出席者	委員：森吉副市長（委員長）、吉田副市長（副委員長）、小泉参与、山本危機管理部長、山崎市長公室長、前田総務部長、堂ノ上福祉部長、森市民生活部長、岩井子育て健康部長、八木都市デザイン部長、藤原消防長、西川政策・資産マネジメント担当課長、藤井企画経営担当課長、奥人事課長、古川総務部次長兼財政課長、 担当部：森下上下水道部長、林田上下水道部次長、藤井上下水道部次長兼経営総務課長、北橋お客さまサービス課長、村上水道工務課長、藤原浄水課長、田伏浄水課総括参事、井阪経営総務課総務企画係長 事務局：東政策企画室長、田嶋政策企画室政策・資産マネジメント担当総括主幹
欠席者	大西総務管財室長兼財産管理担当課長
議事次第	大阪広域水道企業団との水道事業の統合について
会議資料	次第 【資料番号1】大阪広域水道企業団との水道事業の統合に関するこれまでの経過と今後の予定について 【資料番号2】大阪広域水道企業団との水道事業の統合に関する議員からの意見について 【資料番号3】大阪広域水道企業団との統合に関する検討状況等について 【資料番号4】和泉市水道料金、下水道使用料の福祉減免制度の対応について 【参考資料1】和泉市政策調整委員会要綱 【参考資料2】令和4年6月30日政策調整委員会議事録 【参考資料3】令和4年8月9日政策調整委員会議事録 【参考資料4】和泉市政策調整委員会付議要求書（6月30日政策調整委員会資料）
会議の要旨	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪広域水道企業団と和泉市水道事業の統合については、統合に向けて検討、協議を進めることとした。なお、水道料金と下水道使用料の福祉減免制度については、大阪広域水道企業団と和泉市水道事業の統合後3年を目途に経過措置期間を設けた上で、制度廃止する方針で調整を進め、統合の如何に関わらず見直しを行い、その他、代替の福祉施策は実施しないことを確認した。 ・審議結果については、庁議に報告し、最終決定を行うこととした。
会議録の作成方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 要点記録
記録内容の確認方法	<input type="checkbox"/> 会議の議長の確認を得ている <input checked="" type="checkbox"/> 出席した委員全員の確認を得ている <input type="checkbox"/> その他（ ）

発言者	審 議 内 容 (文中敬称略)
事務局	<p>本日の審議事項は、令和4年6月30日及び同年8月9日に開催した和泉市政策調整委員会からの継続審議となる「大阪広域水道企業団と和泉市水道事業の統合について」となり、庁議における市の意思決定へ向けた庁内の最終調整である。</p> <p>【議題 大阪広域水道企業団と和泉市水道事業の統合に係る方針決定について】</p>
森吉副市長	<p>担当部から説明を願う。</p>
上下水道部	<p>資料番号1</p> <p>令和4年度のこれまでの経過として、令和4年7月26日の議員全員協議会及び同年9月14日の都市環境委員会協議会で議会に対して説明し、同年9月29日には、それらを踏まえた一般質問も受けた。</p> <p>今後の予定としては、令和4年第4回定例会において、大東市を除く統合検討団体7団体と大阪広域水道企業団との統合素案を議会に対して報告し、令和5年第1回定例会では大阪広域水道企業団規約変更議案を提案することとなる。</p> <p>本日の審議事項は政策調整委員会としての市の方針を意思決定し、その内容を庁議へ報告することとなる。なお、この意思決定が令和4年第4回定例会後では、他の6団体に影響を及ぼすため、今が意思決定を必要とする時期となる。</p> <p>資料番号2</p> <p>議員からの意見を簡単に説明する。</p> <p>統合に関する意見として、1番大きな意見は、今が統合すべき時期なのか、統合する時期が早いのではないのかという意見。</p> <p>メリット・デメリットに関する意見としては、和泉市がメリットであるとする補助金について、今後、補助金の拡充が想定されるのではという指摘。また、統合後には議会の関与が無くなること。</p> <p>その他の意見として、福祉減免制度の対応は、統合の方針決定と同時並行して結論を出すべきとのこと。</p> <p>資料番号3</p> <p>他団体の統合状況として、平成29年から既に14団体が統合済みとなっており、令和4年1月に和泉市を含む8団体が大阪広域水道企業団と「水道事業の統合に向けての検討、協議に関する覚書」を締結した。その後、大東市のみが統合を断念している。</p> <p>上下水道部の考えとしては、「おおさか水道ビジョン」に基づく広域化の方向性がある中で、協議の整う団体から順次統合し、経営の一体化・事業統合を進めるものであり、主なメリットは、老朽管の更新や耐震管率向上に取り組むための早期体制づくりの実</p>

	<p>現、一方で、和泉市及び議会の決定権が無くなることはデメリットとなる。</p> <p>統合の時期に対しては様々な意見があるが、統合するという方向性自体には反対が少ないと認識し、引き続き、統合へ向けた手続きを進めつつ、議会にも丁寧な説明を行うべきと考える。</p> <p>資料番号 4</p> <p>前回までの振り返りとなるが、福祉減免制度は水道料金が平成元年、下水道使用料が平成2年に制度を開始し、令和3年度の決算額は、あわせて約6,000万円となる。</p> <p>今後の人口減少に伴う給水収益の減や水道管路更新の費用負担の増を考慮すると、受益者負担の公平性の観点から福祉減免制度の見直しが必要となる。</p> <p>また、大阪広域水道企業団が、福祉減免制度を引き継がない方針を示しているので、今が見直しの対応を整理すべき時期となる。なお、下水道使用料も水道料金と同対応とするものである。</p> <p>長年の施策実施による対象者への影響や周知の面を考慮した結果、令和6年度から3年間の経過措置期間を設けた上で、令和8年度をもって廃止するものと整理した。なお、この経過措置の取扱については、和泉市から大阪広域水道企業団への委託事業となり、費用負担は一般会計の負担を考えている。</p> <p>森吉副市長</p> <p>所管部から説明があった。</p> <p>質疑に入る前に、本日の政策調整委員会の主旨を改めて確認する。</p> <p>この大阪広域水道企業団との統合については、前回の政策調整委員会において、議会における理解を深めてから、庁議において最終的意思決定を行うこととした。</p> <p>その後、議会への説明を十分に果たしたこと、また、市的意思決定の時期が迫ることから、本日、庁議における意思決定へ向けた庁内の最終調整として、政策調整委員会を開催したものである。</p> <p>なお、所管部から説明があったように議会の意見は様々あるが、市としての説明は尽くしたので、庁議における意思決定まで進めたいと考える。</p> <p>幅広い視点、些細なことでも構わないので、積極的な質疑を願う。</p> <p>【質疑】</p> <p>小泉参与</p> <p>本来は、令和4年第4回定例会において、大阪広域水道企業団との統合素案を議会に報告した後に、庁議で意思決定するのが最善だと考えるが、今、意思決定する理由は何か。</p> <p>上下水道部</p> <p>令和4年第4回定例会に向けて、現在、統合素案を最終調整中であるが、今、意思決定しなければ、その統合素案に変更が生じ、他の統合検討団体へ影響を及ぼしてしまう。また、令和5年1月には首長会議があることも考慮すれば、今が意思決定の期限となる。</p>
--	---

堂ノ上部長	福祉減免制度の見直しについて、経過措置に必要となる費用は一般会計の負担となることで決定なのか。
森吉副市長	そのとおり。
堂ノ上部長	福祉減免制度を見直す理由の1つに受益者負担の公平性とあるが、税でも同様に減免制度があるので、水道料金だけに、この理由を説明するのは難しく感じる。
森下部長	そもそも、税は様々な施策へ分配されるものであるが、水道料金は水道事業のみに活用されるものである。水道料金に関しては長らく値上げを必要としなかったが、今後、老朽管の更新により、値上げが必要な時代が到来する。値上げが必要な今後の時代においては、一部の限られた人に対する減免がそぐわないので、受益者負担の公平性という考えが成立する。
上下水道部	補足となるが、平成11年度の最大有収水量と現在を比較すると、5%程度の減が生じており、収益に換算すると約2億円の減となる。さらに、今後は老朽管の更新を進めるので、水道料金の値上げが必要とならざるをえないものである。
前田部長	福祉減免制度の3年間の経過措置とは、段階的に減免額を減らすのか。それとも現行制度のまま3年間継続するのか。
上下水道部	現行制度のまま3年間継続するものである。
古川次長	現行制度のまま3年間継続するのであれば、3年後に減免対象者の負担が一気に増えるので、段階的に減免額を減らすという激変緩和措置の考えはないのか。
上下水道部	システム改修の経費が必要となり、追加費用が発生することから、税負担の追加になるので、激変緩和措置の考えはない。
古川次長	経過措置の対応をするために、システム改修費用は必要なのか。
上下水道部	現行のシステムを統合後も当分は利用するので、経過措置の対応をするためのシステム改修は不要である。
山崎公室長	再確認となるが、大阪広域水道企業団と統合しない場合は、福祉減免制度をどうするのか。統合しない場合でも福祉減免制度を見直すという考えに変わりはないか。
上下水道部	福祉減免制度については、そもそも見直しを検討すべき時期であり、大阪広域水道企業団と統合の如何に関わらず、見直すべきものである。

森下部長	今回の経営シミュレーションの結果、今後の老朽管の更新費用が明確になったので、福祉減免制度は3年間の経過措置期間を設けた後に廃止する。
山崎公室長	全委員への確認となるが、統合の如何に関わらず水道料金と下水道使用料の福祉減免制度は、3年間の経過措置期間を設けた後に廃止し、かつ、この福祉減免制度の代替となる福祉施策を実施しないことで異議はないか。
全委員	異議なし
西川課長	水道の事業主体が大阪広域水道企業団へと変更になることに関して、市民周知はどのように考えているのか。
上下水道部	市民周知の時期は令和5年第1回定例会での大阪広域水道企業団規約変更議案の議決後を想定している。なお、他の先行団体の状況から勘案すると、上下水道部の広報誌「和泉市上下すいどうだより」で広く周知することを想定している。
藤井課長	大阪広域水道企業団と統合すれば、機構改革が必要になる。例年、第1回定例会において、機構改革を示しているが、この件に関しては、早めに示す必要があると考えるので、今後、調整をお願いしたい。また、職員に対しても、今後の工程や待遇等の説明を丁寧に進めてほしい。
上下水道部	令和5年第1回定例会での大阪広域水道企業団規約変更議案の議決後すぐに、下水道部局を含む全ての上下水道部内職員に対して説明を開始する予定。なお、下水道部局については、令和6年度当初は統合し水道センターがスタートする時期になるため、市民対応等において混乱を避けたいと思っており、また、本庁の執務スペースの空き状況を見て、令和7年度には本庁に移転したいと考えるので、今後、調整を願う。
吉田副市長	議員の意見に対する資料のとりまとめについては、議員の意見と市の考えを対比的に示すように資料を整理すべきである。
上下水道部	承知した。
	【結論】
森吉副市長	他に質疑等が無いようなので、本委員会としての結論を申し上げる。 まず、大阪広域水道企業団と和泉市水道事業の統合については、統合に向けて検討、協議を進めることとする。 次に、水道料金と下水道使用料の福祉減免制度については、大阪広域水道企業団と和

	<p>泉市水道事業の統合後3年を目途に経過措置期間を設けた上で、制度廃止の方針で調整を進め、統合の如何に関わらず見直しを行い、その他、代替の福祉施策は実施しないことを確認した。</p> <p>審議結果については、庁議に報告し、最終決定を行うこととするが、引き続き、議会に対して丁寧に説明し、理解を求めるように努めること。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
--	---